

釧路市議会議長交際費支出基準

平成26年9月4日議長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、議長交際費の支出の公正性及び適切性の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 議長交際費の支出先となる個人又は団体は、次に掲げるものとする。

- (1) 釧路市議会及び市政の運営にとって有益と認められるもの
- (2) 釧路市勢の伸展に功績があったもの
- (3) その他議長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第3条 議長交際費は、前条に掲げるものとの交際において、次に掲げる支出区分について支出することができる。

- (1) 弔意 釧路市議会又は市政の関係者に対する香典、供花等に係る経費
- (2) 会費 会議、研修会その他の会費負担を伴う行事への参加に係る経費
- (3) 祝酒 祝賀会、懇親会、祭事等への祝酒等贈呈に係る経費
- (4) 贈呈品 来客への土産、記念品等に係る経費
- (5) その他 前各号に定めるもののほか、議長が特に必要とする経費

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対応する一般的な支出金額等の基準は、別記のとおりとする。

(基準の改正)

第5条 この基準は、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成26年10月1日から施行する。

別記（第4条関係）

一般的な支出金額等の基準

1 弔意関係

- (1) 香典に係る支出金額は、次の表に掲げる者を対象とする場合にあっては1万円とし、その他議長が必要と認める場合にあっては、協議し、決定するものとする。

区 分	備 考
釧路市議会議員	配偶者、実父母及び子を含む。
元釧路市議会議員	
釧路市名誉市民	
釧路市功労者	
議会同意特別職等	市長・副市長・教育長・監査委員・公営企業管理者・固定資産評価員・特別参与・教育委員・公平委員・固定資産評価審査委員・人権擁護委員・選挙管理委員・農業委員

- (2) 供花等に係る支出金額等については、議長が必要と認める場合に、協議し、決定するものとする。

2 会費関係

- (1) 会費制による祝賀会、懇親会等に係る支出金額は、会費相当額とする。
- (2) 議長、副議長又は議長が指名した者が出席する場合に限り、支出する。
- (3) 会費を支出できる行事とは、次のような行事をいう。

国際・全国・全道規模の大会懇親会、国内・外の来賓等の歓迎レセプション等、公共施設以外の施設等のしゅん工・落成祝賀会、各種市民団体の周年記念祝賀会・総会後の懇親会・忘年会・新年（交礼）会、受賞（章）祝賀会等

3 祝酒等関係

- (1) 会費を徴する行事には、祝酒を贈呈しない。
- (2) 祝酒に替えて他の飲料等を贈呈することができる。

(3) 祝酒を贈呈できる行事とは、次のような行事をいう。

国際・全国・全道規模の大会懇親会、国内・外の来賓等の歓迎レセプション等、公共施設以外の施設のしゅん工式・落成式及びその祝賀会、各種市民団体の周年記念式典・祝賀会、受賞（章）祝賀会、祭事等

4 その他

その他の支出については、状況に応じて別途協議し、決定する。